

試験受験上の注意

- ① 試験時間割は各自の責任において確認すること。
- ② 履修登録していない科目の試験は受験できません。
- ③ 試験中は監督者の指示に従うこと。
- ④ 試験中は学生証を机の上に提示すること。

* 学生証を忘れた場合は、26号館1階ロビーの証明書発行機にて
「仮学生証」（当日限り有効）を発行して受験すること。

- ⑤ 試験開始後30分以上遅刻した者は受験できません。
- ⑥ 試験室からの退室は試験開始から30分以上経過
した後とします。

* 教員から別途指示があった場合はその指示に従うこと。
* 途中で棄権する場合でも、答案用紙に学籍番号・氏名を記入し提出すること

不正行為等に関する注意

① 予め許可されたもの以外の持込は禁止です。

すべて持込可の試験であっても、第三者と相談する、第三者の助力を受けるといった行為は不正行為となります。

② 試験室での情報端末（携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末等）の使用は、許可された場合を除き禁止です。時計としての使用もできません。

試験前に必ず電源を切ること。

不正行為が発覚した場合は、当該学期の評価をすべて無効とすることがあります。

* 試験における不正行為とは・・・

- ・代人受験（依頼した者・受験した者）
- ・答案交換および複製
- ・カンニングをすること、カンニングを手助けすること
- ・その他、公正を損なう様々な行為

追試験・再試験について

◆ 「追試験」とは・・・

急な病気、個人の責めに因らない事故、忌引き等、やむを得ない事情のため定期試験を欠席した学生が、試験実施日から **7日以内**に教務課へ申し出を行い、かつ、担当教員が許可した場合にのみ実施される試験です。

追試験を願い出る場合には、**受験が不可能であったことを客観的に証明する書類（試験を欠席した日付が確認できるもの）**を必ず添付し、速やかに教務課に申し出ること。

担当教員が追試験を許可した場合、個別に日程や方法等を通知します。

- ・体調不良による欠席の場合は、医療機関発行の書類を提出すること。
- ・新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスに感染した場合は、速やかに教務課に電話連絡すること。（工学部／048-585-6813、人間社会学部／048-585-6301）

◆ 「再試験」とは・・・

定期試験の結果、不合格の判定を受けた学生のうち、担当教員が許可した者に対してのみ行われる試験です。筆記試験またはレポート課題のいずれかの方法で実施されます。

※再試験の受験を希望する場合、再試験受験科目の申請と、受験料（1科目につき 3,000 円）の支払いが必要です。

※不合格者全員を再試験の対象とするか、不合格者のうち、一定の基準を満たした者のみを再試験の対象とするかは、科目担当教員の判断となります。

※再試験を一切行わない科目もあります。